

厚生労働大臣の定める揭示事項

■ 届出に関する事項

当院は、次の施設基準に適合している旨を九州厚生局大分事務所長に届出を行っています。

基本診療料の施設基準

- ・ 地域一般入院料 1
- ・ 看護補助加算1
- ・ 地域包括ケア入院医療管理料1
(看護職員配置加算)
(看護補助者配置加算)
- ・ 入退院支援支援加算2
- ・ 診療録管理体制加算3
- ・ データ提出加算1
- ・ 医療安全対策加算2 (地域連携加算)
- ・ 認知症ケア加算3
- ・ 機能強化加算
- ・ 医療DX推進体制整備加算

特掲診療料の施設基準

- ・ 検体検査管理加算2
- ・ CT撮影及びMRI撮影
- ・ がん治療連携指導料
- ・ がん性疼痛緩和指導管理料
- ・ 胃瘻造設術
- ・ 早期悪性腫瘍大腸粘膜剥離術
- ・ 運動器リハビリテーション料(2)
- ・ 脳血管疾患等リハビリテーション料(3)
- ・ 在宅療養支援病院（3）
- ・ 在宅時医学総合管理料及び施設入居時医学総合管理料
- ・ 医科点数表第2章第10部手術の通則の16に揚げる手術

令和7年4月1日

医療法人啓燈会玖珠記念病院